

地方消費税収の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、また令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障４経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

南越前町の令和7年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障関連経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 134,018 千円

【歳出】 社会保障４経費及びその他社会保障施策に要する経費 2,279,642 千円

【社会保障４経費及びその他社会保障施策に要する経費】								単位：千円	
区分	事業名	経費	財源内訳						
			特定財源			一般財源			
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	396,785	277,259			12,461	107,065		
	高齢者福祉事業	284,182	51,764	178,200	9,308	4,682	40,228		
	児童福祉事業	840,887	339,374		33,283	48,816	419,414		
	母子福祉事業	4,287	2,074			231	1,982		
	小計	1,526,141	670,471	178,200	42,591	66,190	568,689		
社会保険	介護保険事業	174,765	3,852		25,859	15,123	129,931		
	国民健康保険事業	43,917	28,415			1,616	13,886		
	介護保険施設運営事業	69,623				7,259	62,364		
	小計	288,305	32,267	0	25,859	23,998	206,181		
保健衛生	高齢者医療事業	164,999	25,570			14,536	124,893		
	疾病予防対策事業	93,401	1,078		5,510	9,051	77,762		
	母子保健事業	26,963	12,631			1,494	12,838		
	診療所運営事業	179,833				18,749	161,084		
	小計	465,196	39,279	0	5,510	43,830	376,577		
合 計		2,279,642	742,017	178,200	73,960	134,018	1,151,447		